

令和5年10月21日

**飯田下伊那
文化芸術・スポーツ「エンジョイスクエア」
実施要項**

飯伊地区ジュニア期のスポーツ活動検討委員会・小委員会

はじめに

○近年、中学校の部活動は教員の働き方改革という側面からそのあり方に課題があるとされ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和元年法律第72号)の附帯決議にて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするこの検討及び早期の実現が求められた。このことを受け、令和2年9月、文部科学省は学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針を示し、令和3年度より、部活動の地域移行に関する実践研究を実施している。また、スポーツ庁と文化庁は令和4年にまとめられた運動部活動及び文化部活動の地域移行に関する提言を受け、令和4年12月27日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。このガイドラインでは、令和5年から7年を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進するとしている。

○飯田下伊那地域でも、飯伊市町村教育委員会連絡協議会、南信教育事務所飯田事務所が主催し、14市町村の教育委員会やスポーツ協会、PTAを含む関係者が一同に会し、令和2年2月7日に第一回「飯伊地区の中学生期の部活動を考える会」を開催した。これからの部活動の改革を進める際には、中学生期における部活動の課題解決に努めるだけではなく、自治体を超えた地域（広域）全体として、小学生から高校生までの文化・スポーツ活動環境をどう創造し、持続可能なものにするかが重要であり、名称を「飯伊地区ジュニア期のスポーツ活動検討委員会」と変更しながら、令和3年度末までに9回の会議を積み重ねてきた。

○令和4年度からは、これまでの協議をもとに「より具体的な取り組みへ」という方向性のもと、3回（第1回8月24日参加約100名、第2回1月23日参加約100名、第3回3月22日参加約60名）の「飯伊地区ジュニア期のスポーツ活動検討委員会」を開催し、以下の2つを合意した。

・第2回検討委員会における合意事項

今後の取り組みにおける3つの合意

- ① ビジョンの策定／「すべての生徒にとって幸せで健全な（ウェルビーイング）活動」
- ② 総活動時間の適正化／学校を含む地域全体として国のガイドラインの遵守
- ③ 「子どもにとって豊かな文化芸術・スポーツ環境の構築」に向けた試行の実施（エンジョイスクエア・仮称）

・第3回検討委員会における合意事項

飯田下伊那文化芸術スポーツ・エンジョイスクエア（仮称）実施要項（原案）の合意

○この実施要項（案）では、新たな地域クラブ活動の在り方等に関する国のガイドラインを踏まえ、参加する生徒が自主的に参加できる多様な環境を創ると共に、安全・安心に活動でき、激しく変化する社会においても持続可能な活動環境の構築に向けて、「エンジョイスクエア」の実施に当たっての目的や留意事項を整理し、指針としてまとめる。

飯田下伊那 文化芸術・スポーツ「エンジョイスクエア」実施要項

1 目的

文化芸術・スポーツの活動を通じて、子どもたちが、幸福感（ウェルビーイング）を享受できる地域コミュニティの実現を目指す。

- (1) 参加したすべての生徒が試合や大会を楽しんだり、記録に挑戦したりできるよう、各種スポーツ種目のゲームや記録会、発表等の場を提供し、多様な文化芸術・スポーツの体験できる機会とする。
- (2) 生徒を主体とした自主的な活動となるように努め、リーダーやフォロワーとしての資質やコミュニケーション力を育む機会とする。
- (3) 競技団体や文化芸術・スポーツ関係団体等は各々の種目の普及・育成の機会とする。

2 共催

南信教育事務所飯田事務所、飯伊市町村教育委員会連絡協議会、
(公財)飯田市スポーツ協会、下伊那郡体育協会

3 主管

飯田サッカー協会、NPO法人南信州クラブ、飯伊卓球連盟、南信州ソフトボールアカデミー、日本空手協会飯田上郷支部、飯田市スポーツ協会弓道部、飯田市スポーツ協会アーチェリー部、長野県ゴルフ協会南信支部、一般社団法人未来地図、アストロボウル、新飯田オークラボウル、飯伊スポーツ推進委員協議会、飯田ペタンククラブ連合会、NPO法人はなぶさ学園、阿南町B&G海洋センター、下條村B&G海洋センター、IBC飯田ビリヤードクラブ、(株)ダーツライブ、爆発芸術舎、龍翔寺、伊坪ビジネス(株)、飯田コアカレッジ、楽校にじいろのはな、長姫調査設計(株)、まきうち歯科（順不同）

4 開催期間

令和5年11月3日から令和5年12月24日までの土曜、日曜、祝日

5 会場

共催となる市町村教委の小中学校施設・社会施設等を使用

6 実施場所と方法

主管する団体が、日程（時間）、実施場所、回数を計画し、実施する

- ・参加希望総数や地域ごとの参加希望者数に応じて、主管団体ごと決定する

7 実施上の遵守事項

指導者や活動に参加する保護者に対して、以下「指導者の心得6カ条」を徹底する。

「私たちは、文化芸術・スポーツの指導者として、保護者とともに、子どもの最大の理解者であり最高の応援者となるために、以下のことを大切にします」

1. お互いを認め合える“人”を育てます。
2. プレイヤー自身が“考える”ことを尊重します。
3. 勝敗よりも、プロセスを重視します。
4. 怪我やバーンアウト（燃え尽き）から守ります。
5. 指導のあり方を学び続けます。
6. 生涯、文化芸術・スポーツを楽しめる大人に育みます。

8 参加対象

中学1年生から中学3年生

- ・小学生、保護者等、その他の参加者については主管団体の判断による

9 参加手続き

インターネットにより参加申込を行う。

10 参加料

一回の参加料は、一人500円とする

- ・参加料は、①指導者への謝金（指導者報酬）、②指導者への交通費、③生徒が加入する「スポーツ安全保険」、④活動の立ち上げおよび運営経費、⑤特別な講師を招聘するための謝礼、⑥会場等の借用料、に充てることとする
- ・参加料とは別に、活動実費を徴収するかどうかは、主管団体の判断による

11 保険料

参加者へは、「スポーツ安全保険」（一人あたり年間掛金800円）の加入を義務づける

12 主管団体への助成金について

主管団体は、以下①～⑥に対する助成（※1）を受けとることができる

- ① 指導者への謝金（指導者報酬）
 - (ア) 1回当たり、2名程度の指導者への謝金
 - (イ) 1時間あたり、1,100円相当の謝金
- ② 指導者への交通費
 - (ア) 1回当たり、2名程度の指導者への交通費
 - (イ) 1回あたり、500円の交通費

- ③ 参加する生徒の「スポーツ安全保険」加入代金
 - (ア) 令和5年度末（令和6年3月末）までの保険加入代金（800円）
 - ④ 活動の立ち上げおよび運営経費
 - (ア) 主管団体の活動内容・活動回数等による
 - ⑤ 特別な講師を招聘するための謝礼
 - (ア) 日常的な指導者とは別に、外部から特別に講師等を招聘する際の謝礼
 - ⑥ 会場等の借用料
- ・（※1）助成は、生徒の参加料を原資とする。
 - ・「エンジョイスクエア」で実施されるすべての種目・競技の参加料の合計「売上」金額が、すべての種目・競技における、上記①～⑥の合計「支出」金額に及ばない場合は、公益財団法人・スポーツ安全協会「令和5年度スポーツ活動等普及奨励助成事業（中学校等の放課後活動への助成）」より、「NPO法人南信州クラブ」および「一般社団法人未来地図」に交付された助成金を活用する。
 - ・この助成金を活用する場合は、「公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業」である旨を明示する。
 - ・主管団体における、④～⑥の「支出」経費に関しては、金額が増大しないように、小委員会と協議して決定する。
 - （参加料の合計「売上」金額が、合計「支出」金額を上回った場合には、種目・競技ごとの参加者数に応じて按分する）

13 主管団体としての参画について

主管団体として「エンジョイスクエア」に参画し、活動するためには、以下の項目を明確にし（※別紙①）、競技・種目ごとに「飯伊地区ジュニア期のスポーツ活動検討委員会・小委員会（以下小委員会）」の承認を受けることとする。

- (ア) 組織名・責任者
- (イ) 担当者名・連絡先
- (ウ) 今までの活動実績
- (エ) 活動の目標、指導方針、具体的活動内容
- (オ) 安全のための配慮事項
- (カ) 参加者からの徴収金、予想される経費
- (キ) 活動の日時、場所

14 指導者について

- (1) 指導者は、原則として個人賠償責任保険に加入することとする
- (2) 学校の教職員は、指導者として参加することができる
 - (ア) ただし、教職員が報酬を受ける場合は、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得ることとする

(イ) 事情により服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得ることができない場合は、交通費の受け取りのみとする

(参照：「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」について、文部科学省、令和5年1月30日)

15 生徒の参加上の注意

- (1) 参加者の会場までの移動は各家庭における送迎を原則とする。
- (2) 生徒は、参加できる種目や団体を自由に選択することができる。
- (3) 参加する種目数の制限はない
- (4) 1週間のスポーツの総活動時間は11時間以内を目安とする